

はじめにお読みください

市営墓地 ご使用の手引き



境港市 建設部 都市整備課

令和4年7月改定

— 目 次 —

1	墓地の使用申込みから使用中の手続き（概要）	1
2	市営墓地のご紹介	3
3	使用申込み・お墓の建立	5
4	納骨（お骨をお墓に納める）	7
5	分骨（お骨を分ける）	8
6	承継（墓地の使用権を引き継ぐ）	9
7	改葬（お骨を移動する）	10
8	転居・転籍（使用者のお引越し等）	11
9	返還（不要となった墓地を返す）	12
10	墓籍簿（お墓の台帳）の閲覧・修正	13
11	その他	14
12	お問い合わせ先	16

改 訂 沿 革

H29.02.01（2017.02.01） 策 定

R03.06.25（2021.06.25） 改 定

R04.07.01（2022.07.01） 改 定

1 墓地の使用申込みから使用中の手続き（概要）

以下、墓地の使用申込みから使用中、不要となった時の手続きについて、その概要を説明します。それぞれの手続きに関する詳細は、各ページをご参照ください。

（1）墓地の使用申込み（P 5～）

市内にある3つの市営墓地を使用するためには、まず、お申し込みをいただく必要があります。対象者は、お住まい又は本籍地が境港市でなければなりません。

（2）お墓を建てる（P 6～）

墓地を使用する許可を得たら、お墓を建てることができます。事前にどのようなお墓にするか、設計書などを添付した「墓碑等設置届」を提出しなければなりません。

（3）お骨をお墓に納める（P 7～）

お墓にお骨を納めるためには、事前に「埋火葬許可証」を提出しなければなりません。また、提出がなかったときは、墓籍簿（お墓の台帳）に埋蔵の記録が残りませんので、ご注意ください。

（4）分骨する（P 8～）

分骨とは、お骨を分けて別々に納骨などをすることです。分骨されたお骨を別のお墓などに納めるためには、「分骨証明書」を施設管理者に提出しなければなりません。

（5）承継する（P 9～）

承継とは、墓地の使用権などを引き継ぐことです。墓地使用者がお亡くなりになったときやその他病気などで墓地を管理することが困難となったときは、承継許可を受けて別の方が墓地を承継しなければなりません。

（6）改葬する（P 10～）

改葬とは、お骨を別の場所に移すことです。改葬するためには、お骨が納められた施設（お墓、納骨堂など）が所在する市区町村で「改葬許可証」の交付を受け、次にお骨を納めようとする施設の管理者に提出しなければなりません。

(7) 墓籍簿（お墓の台帳）の記載内容を変更する（P11～）

お引越などで墓地使用者の住所や本籍が変わったときは、「記載事項変更届」を提出しなければなりません。

(8) 返還する（P12～）

お墓に納められた全てのお骨を改葬し、今後、使用する予定がなくなった墓地は、市に返還しなければなりません。必要なくなったからといって、墓地の使用権を他者に譲ることは、有償・無償を問わずできませんので、ご注意ください。

2 市営墓地のご紹介

境港市内には、3つの市営墓地があります。大切な方の遺骨を納める施設です。どの墓地を使用されるかは、十分にご検討ください。



市営墓地一覧表

	(1)馬場崎墓地	(2)中央墓園	(3)夕日ヶ丘 メモリアルパーク
所在地	境港市馬場崎町 183番地	境港市中野町 2152番地	境港市夕日ヶ丘 1丁目3871番地8
区画面積	区画ごとに異なる	5㎡のみ	5㎡(4㎡も若干あり)
永代 使用料	49,600円/㎡ (5㎡:248,000円)	248,000円	5㎡:375,000円 4㎡:300,000円
墓碑等 設置基準	なし	なし	通路面から最高部までの高さ 墓碑2m以内 囲障50cm以内

アクセス

<p>(1) 馬場崎墓地</p>	 <p>JR境線馬場崎町駅下車、徒歩3分 はまろバス生活コース59（市場医院前）下車、徒歩3分</p>
<p>(2) 中央墓園</p>	 <p>はまろバス生活コース6（文化ホール）下車、徒歩3分 メインコース38（中央墓園北口）下車、徒歩3分</p>
<p>(3) 夕日ヶ丘メモリアルパーク</p>	 <p>はまろバス生活コース29（メモリアルパーク前）下車、すぐ</p>

3 使用申込み・お墓の建立

墓地の使用権を得て、お墓を建てるためには、多くの費用がかかります。また、墓地の管理は、ゆくゆくは次の世代が引き継いでいくことになります。子どもさんらが仕事などで地元を離れると、お墓の管理ができなくなり、お墓の移設が必要になることや、最悪の場合は管理されずに放置されてしまうこともあります。

お墓で後悔しないために、将来のことも含め、慎重にご検討ください。

墓地の使用を申込む

(1) 申込みができる方

- ①境港市にお住まいの方
- ②本籍地が境港市の方

(2) 手続きに必要な書類

- 境港市営墓地使用許可申請書
- 誓約書
- 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- 戸籍謄本又は本籍の記載がある住民票（市外にお住まいの方のみ）
- 埋火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書（お骨のある方のみ）

(3) 永代使用料と納付期限

永代使用料については、3ページをご参照ください。

納付期限は、申込みのあった日から2週間程度としています。

期限までに納付されなかった場合は、キャンセルされたものとして取扱います。

(4) その他（注意事項など）

- ①許可により得ることができる権利は、土地の使用権であり、所有権ではありません。
- ②原則、墓地の使用許可を得た後に区画を変更することはできません。
- ③区画の予約は受け付けていません。
- ④将来、墓地の管理を放棄することを前提とした墓地の使用はできません。
- ⑤墓地の使用権を他者に譲り渡したことが判明した場合、墓地の使用権を取り消し、更地にして返還していただきます。この場合、既に納付された永代使用料はお返ししません。
- ⑥同一の世帯で、他に境港市営墓地を使用している場合は、使用している墓地区画の返還が必要です。

お墓を建てる

(1) 事前の届出

どのようなお墓を建てるか、事前に届出が必要です。
届出をされずにお墓を建てた場合、手直しをお願いすることがあります。

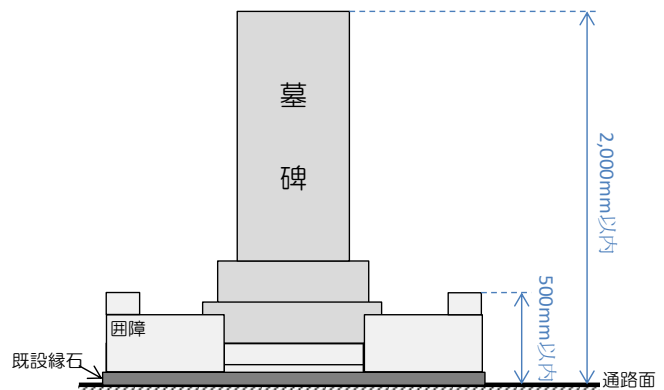
(2) 手続きに必要な書類

- 境港市営墓地墓碑等設置届出書
- 境港市営墓地使用許可証の写し
- 設計書、図面（寸法がわかるもの）

(3) 設置基準

夕日ヶ丘メモリアルパークでお墓を建てる時は、制限を設けています。
馬場崎墓地及び中央墓園は、特に制限はありません。

区 分	高 さ
墓碑その他灯籠等の設備	2.0m以内
囲障（外柵、まき石）	50cm以内



4 納骨（お骨をお墓に納める）

ご自分の使用する墓地であっても、墓地管理者へ事前に書類を提出しなければ、お骨を納めることはできません。また、納めようとするお骨が初めての納骨なのか、別のお墓などから移動しての納骨なのかによって、提出する書類が異なります。

（1）手続きに必要な書類

①初めて埋蔵等されるお骨の場合

・埋火葬許可証

②別のお墓などから移動されたお骨の場合

・改葬許可証

※分骨（お骨を分けて別々のお墓などに納めること）の場合は、8ページをご参照ください

（2）埋火葬許可証、改葬許可証とは

埋火葬許可証や改葬許可証は、納骨する墓地や納骨堂の管理者に提出する書類です。

①埋火葬許可証

死亡届を提出した際に交付される書類です。その後、火葬場へ持って行き、火葬場管理者の公印が押されたものを墓地などの施設管理者へ提出します。

②改葬許可証

一度お墓などに納められたお骨を別のお墓などに移すときに必要となる書類です。詳しくは、10ページをご参照ください。

（3）その他

墓籍簿に「納骨日」を記載する必要があります。

納骨日が決まり次第、ご連絡ください。

5 分骨（お骨を分ける）

分骨とは、お骨を分けて別々のお墓などに納めることです。

分骨したお骨をお墓などに納めるためには、墓地管理者が発行する「分骨証明書」が必要です。分骨証明書がないと、施設の管理者に納骨を認めてもらえません。

（1）市営墓地納骨後に分骨する場合

手続きに必要な書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 分骨証明申請書• 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等） |
|---|

（2）火葬時に分骨する場合

手続きに必要な書類

- | |
|---|
| <p>○市民課での手続きとなります</p> <ul style="list-style-type: none">• 火葬及び分骨証明申請書• 埋火葬許可証の写し |
|---|

※手続きについての詳細は、市民課へお問い合わせください

TEL：0859-47-1034

（3）その他（注意事項など）

お墓などに納められたお骨の分骨申請は、どなたでも可能ですが、墓地使用者以外の方が申請される場合は、後々のトラブル回避の為に墓地使用者の同意を得るなど、慎重に手続きを行ってください。

6 承継（墓地の使用権を引き継ぐ）

墓地などの財産（使用権を含む。）は、「祖先の祭祀（さいし）を主宰（しゅさい）すべき者が承継する」とされており、相続により引き継がれる土地などの資産とは別の取り扱いがなされることとなっています。

（1）承継者の決め方

- ①被相続人の指定に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者。
- ②慣習に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者。
- ③上記①又は②に該当しないときは、家庭裁判所が決める。

<参考：民法>

第896条	相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。
第897条	系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。
2	前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が決める。

（2）使用権の承継ができる者

- ①使用者の相続人
- ②使用者の親族等で祖先の祭祀を主宰すべき者
- ③上記以外の使用者の配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者。）

（3）手続きに必要な書類

- ・境港市営墓地使用権承継許可申請書
- ・誓約書
- ・承継者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- ・旧使用者と承継者の関係を証明する書類の写し（戸籍謄本、住民票等）

（4）その他（注意事項など）

承継の手続きが行われないと、墓地の利用に支障が出る場合がありますので、使用者が亡くなられるなどした場合は、速やかに手続きを行ってください。

7 改葬（お骨を移動する）

改葬とは、既にお墓などに納められたお骨を別のお墓などに移動することです。改葬するためには、移動しようとするお骨が納めてあるお墓などが所在する市区町村に申請して、改葬の許可を得なければなりません。これは市営墓地であるか否かを問わず必要な手続きで、市区町村から交付された改葬許可証を、移動先の施設管理者に提出しなければ、納骨することができません。

なお、改葬許可の申請に必要な書類は、市区町村によって異なります。詳しくは申請先の市区町村にお問い合わせください。

（1）市営墓地から他所（市内外を問わず）へ移動する場合

①手続きに必要な書類

- ・改葬許可申請書
- ・改葬先の受入証明書（使用許可証の写し、契約書の写し等でも可）
- ・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

→境港市から交付された改葬許可証を、移動先の施設管理者に提出してください。

②改葬にあたり、土葬された死体を火葬する場合の手続きに必要な書類

- 市民課での手続きとなります
- ・火葬場使用許可申請書
- ・埋蔵証明書又は改葬許可証の写し（市営墓地からの改葬であれば、都市整備課で交付します）

＜参考：改葬を伴わず、土葬された死体を火葬する場合＞

埋蔵証明書の写しを添付して、火葬場使用許可申請を市民課で行う

※手続きについての詳細は、市民課へお問い合わせください

TEL：0859-47-1034

（2）他所（市内外を問わず）から市営墓地へ移動する場合

①お墓などが所在する市区町村で、改葬許可申請を行う

〔市内のお墓などから移動する場合は、都市整備課に申請してください。この場合、
〔手続きに必要な書類は、改葬許可申請書、申請者の本人確認書類の写しです。

→交付された改葬許可証を、都市整備課に提出してください。〕

（3）その他（注意事項など）

- ①改葬許可の申請は、どなたでも可能ですが、墓地使用者以外の方が申請する場合は、墓地使用者の同意が必要になります。
- ②改葬の許可を受けずに改葬すると、刑法第189条の墳墓発掘罪に問われる場合があります。
- ③既に土葬された死体を火葬して同一のお墓などへ戻す行為や、既に納骨された焼骨を洗骨して同一のお墓などに移動することは、改葬にはあたりませんので手続きは不要です。
- ④お墓に納められた全てのお骨を改葬し、今後、使用する予定がなくなった墓地は、市に返還しなければなりません。詳しくは、12ページをご参照ください。

8 転居・転籍（お引越し）

お引越しなどにより、墓地使用者の住所や本籍地など、使用許可証に記載されている内容に変更があったときは、届出が必要になります。お住まいがわからなくなると、重要なお知らせなどをお届けできなくなりますので、忘れずにお手続きください。

また、結婚などにより、氏名が変更となったときも同様です。

（1）手続きに必要な書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 境港市営墓地使用許可記載事項変更届出書• 変更後の記載事項がわかるものの写し（運転免許証、戸籍謄本、住民票等） |
|--|

9 返還（不要となった墓地を返す）

お墓に納められた全てのお骨を別のお墓などに移し、今後使用する予定がなくなった場合は、墓地を返還していただかなければなりません。必要なくなったからといって、墓地の使用権を他者（親戚や知人含む）に譲り渡すことは、有償・無償を問わずにできません。

（1）返還までの流れ

- ①お墓に納められた全てのお骨を別のお墓などに移す（10ページをご参照ください）。
- ②墓石などを撤去し、更地にする。
- ③返還届を提出する。

（2）手続きに必要な書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 境港市営墓地返還届出書• 施工前後の状況写真 |
|---|

（3）永代使用料の返還について

- ①区画未使用の場合で、使用許可を受けた日から1年以内の返還の場合は、納付済み使用料の全額をお返しします。
- ②区画使用済みの場合で、使用許可を受けた日から3年以内の返還の場合は、納付済み使用料の半額をお返しします。

（4）更地にしなくてもよい場合

墓地を返還する際は、原則、墓石などを撤去し、更地にしてもらう必要がありますが、外柵を撤去することにより、隣接墓地の設備に影響を及ぼすような場合は、撤去しなくてもよいこととしています。

該当するかどうかは、個別の判断となりますので、ご相談ください。

（5）その他（注意事項など）

墓地の使用権を他者に譲り渡したことが判明した場合、墓地の使用権を取り消し、更地にして返還していただきます。

この場合、3年以内の返還であっても、上記（3）による永代使用料の返還はいたしません。

10 墓籍簿（お墓の台帳）の閲覧・修正

墓籍簿とは、墓地使用者がどなたか、いつ・誰のお骨が納められたかなどの情報が記載された墓地の台帳です。墓籍簿は、墓地使用者やその関係者から提出された埋火葬許可証などの記載情報に基づき、加筆修正されます。

（1）墓籍簿の閲覧

①閲覧できる方

墓籍簿を閲覧できる方は、墓地使用者のほか、死者に関係のある方となります。ここでいう「死者に関係のある方」とは、通常、死者の遺族、親族など一定の身分に関係のある方を指します。

②閲覧の範囲

閲覧対象の情報は次のとおりとし、遺族のプライバシーなどを保護する観点から個人情報閲覧の対象外とします。

- ・使用者名
- ・埋蔵者の名前、死亡年月日

（2）墓籍簿の修正

墓籍簿は、墓地の使用許可があったときに区画ごとに作成され、その後は承継手続、記載事項変更の届出、埋火葬許可証の提出などがあったときに追記されていくことになります。

（3）その他（注意事項など）

使用者の変更（承継）や転居、納骨などの手続が行われないと、墓地の利用に支障が出る場合がありますので、墓地の利用状況に変更があった場合は、速やかに手続を行ってください。

11 その他

(1) 使用許可証の再交付

手続きに必要な書類

- 境港市営墓地使用許可証再交付申請書
- 使用者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- 使用者の本籍を確認できる書類の写し（運転免許証、住民票等）※市外在住者のみ

(2) 市営墓地に埋蔵された焼骨の自宅安置等

手続きに必要な書類

- 遺骨引渡証明交付申請書
- 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

◎使用区画の適正管理について（お願い）

他の使用者の迷惑にならないよう、草刈りなど、使用区画の適正な管理をお願いします。また、市営墓地内にはゴミ捨て場はありません。墓地を皆さんに気持ち良くご利用いただけるよう、ゴミは各自でお持ち帰りください。

上記のほか、使用区画の適正管理や墓地全体の環境保全にご協力いただきますよう、お願いいたします。

(3) 夕日ヶ丘メモリアルパーク永代使用料助成制度

<助成対象者>

以下の条件をすべて満たす者には助成金交付の制度があります。

(※助成は戸建住宅1戸につき1回限り)

- ・夕日ヶ丘地区に住所を有する者
- ・夕日ヶ丘地区に戸建住宅を所有する者又はその戸建住宅に入居する親族
- ・市税に滞納がない者
- ・暴力団及び暴力団員の利益につながる活動を行う等、密接な関係を有する者ではない者

<助成内容>

区 分	5㎡区画	4㎡区画
本市又は土地開発公社の分譲地を購入した者	75,000円	60,000円
上記以外の者※	25,000円	20,000円

※具体的に以下のとおり

- ・定期借地を利用している者
- ・民有地を購入等（売買、貸付等）した者
- ・土地区画整理前から夕日ヶ丘地区に土地を所有していた者

<助成金交付までの流れ>

永代使用料納付（申込者）



助成金交付申請書提出（申込者→市）



助成可否の審査（市）



決定通知（市→申込者）



助成金支払請求書提出（申込者→市）



助成金交付

概ね1か月程度

手続きに必要な書類

- ・夕日ヶ丘メモリアルパーク使用料助成金交付申請書
- ・境港市市営墓地使用許可証の写し
- ・戸建住宅所有者を確認できる書類（不動産登記簿謄本等）
- ・戸建住宅所有者との関係性を証明する書類
（戸籍謄本等（申請者が戸建住宅所有者の親族の場合のみ））

12 お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市役所 建設部 都市整備課 都市政策係
T E L : 0859-47-1065
F A X : 0859-47-1086
E-mail : toshiseibi@city.sakaiminato.lg.jp